

訪問リハビリテーション重要事項説明書(サービス契約書第8条料金等別紙)

当事業所の訪問リハビリテーションの事業目的、運営方針

(事業の目的)

要介護状態等となった場合、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法等の必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 1) 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目的を設定し計画的に行う。
- 2) 自ら提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 3) 事業の提供に当たっては、当該医療機関の医師及び当該機関に情報提供により訪問リハビリテーションの指示を行った主治医の指示、利用者の希望、心身の状況、病状等を踏まえて、訪問リハビリテーションの目標、目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画書に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- 4) 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し療養上必要な事項について理解しやすいよう指導または説明を行う。
- 5) 事業の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対して適切なサービスの提供を行う。
- 6) 事業の提供に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス及び居宅サービス事業所等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。
- 7) 理学療法士等は利用者またはその家族に対して適切な指導を行い、計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成し、医療機関の医師または情報提供を受けた場合の主治医、居宅介護支援事業所等に対して情報提供を行う。また、地域の保健、医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

事業所：社会福祉法人 浩照会 伏見桃山総合病院

所在地：〒612-8364 京都市伏見区下油掛町 895 TEL075-621-1111

職員体制：理学療法士 常勤 16 名、非常勤 0 名
作業療法士 常勤 1 名、非常勤 0 名

営業日

	営業時間
平日	9:00～17:00
土曜日	9:00～17:00
休業日	日曜日・祝日・年末年始 12月31日～1月3日

上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とする。なお、外来のリハビリテーション業務を行う場合等においては、当該医療機関が保険医療機関としての届出標榜日の時間外を原則とする。

上記の曜日、時間で臨時休業する場合はその都度掲示する。

通常の事業実施地域

原則として伏見区内（当事業所より半径約 3.5 キロメートル）とする。

北は府道 201 号より以南（中島町、深草西浦町、綿森町、直違橋 8 丁目、極楽町等）

南は京都外環状線より以北（桃山町泰長老、桃山町弾正島、桃山町金井戸島、横大路下三栖里ノ内、三栖町 3 丁目、三栖町 4 丁目等）

東は新小栗栖街道より以西（桃山町、小栗栖地区）

西は千本通より以东（下鳥羽地区、横大路貴船等）

とする。

利用料金

- 1) 提供する訪問リハビリテーションサービスの利用単位毎の費用、その他の利用料は、次頁に記載したとおりです。

介護訪問リハビリテーション 314 単位 (毎 20 分)

サービス	単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
1 回 40 分実施	628 単位	663 円/日	1325 円/日	1988 円/日
1 回 60 分実施	942 単位	994 円/日	1988 円/日	2982 円/日

予防訪問リハビリテーション 304 単位 (毎 20 分)

サービス	単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
1 回 40 分実施	608 単位	642 円/日	1283 円/日	1925 円/日
1 回 60 分実施	912 単位	963 円/日	1925 円/日	2887 円/日

※サービス提供体制強化加算 6 単位 (毎 20 分) を含む

介護訪問リハ短期集中リハ加算

(退院後 3 ヶ月以内)

短期集中リハビリテーション実施加算		1 割負担	2 割負担	3 割負担
+	40 分	828 単位	874 円/日	1747 円/日
	60 分	1142 単位	1205 円/日	2410 円/日
200 単位/日				

予防訪問リハ短期集中リハ加算

短期集中リハビリテーション実施加算		1 割負担	2 割負担	3 割負担
+	40 分	808 単位	853 円/日	1705 円/日
	60 分	1112 単位	1174 円/日	2347 円/日
200 単位/日				

訪問リハビリ認知症短期集中リハ加算

短期集中リハビリテーション実施加算		1 割負担	2 割負担	3 割負担
+	40 分	868 単位	916 円/日	1832 円/日
	60 分	1182 単位	1247 円/日	2494 円/日
240 単位/日				

予防訪問リハ 12 か月越えの実施の場合 -30 単位 (毎 20 分) 減算

	単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
1 回 40 分実施	548 単位	579 円/日	1157 円/日	1735 円/日
1 回 60 分実施	822 単位	868 円/日	1735 円/日	2602 円/日

その他、下記の加算の対象の方に別途ご説明いたします。

加算の種類	単位	1割負担	2割負担	3割負担
退院時共同指導加算（1回に限り）	600単位	633円	1266円	1899円

上記の利用料金の請求は1ヶ月毎にまとめて翌月請求させていただきます。

なお支払い期日は請求月末日までとします。

2)介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。

その場合、1ヶ月につき利用料の全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書を発行します。

証明書を後日住居地の市町村の介護保険担当窓口へ提出されますと、利用者負担額を除くサービス利用料の支払いを受けることができます。

3)交通費

通常の事業実施地域内は原則無料とさせていただきます。ただし事業実施地域を超えた地点から利用者様の居宅までの往復距離について交通費を実費で負担していただくことになりその詳細は下表に記載されている通りです。

区分（片道の距離）	交通費
2.0km未満	100円
2.0km以上3.0km	150円

4)キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無料
利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担分の50%
利用日当日に連絡があった場合	利用料自己負担分の100%

5) その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収いたします。

6) 利用者はいつでも解約ができ、解約料は不要です。

その他

1)利用者が入院された場合、その期間が2か月未満の時は、利用開始時に説明した重要事項説明書及び同意書をもって継続利用とします。2か月を超える場合

は改めて重要事項を説明し、同意を得るものとします。

2)退院後このサービスを継続される場合、入院する前に利用されていた曜日及び時間帯については変更させていただく場合があります。その場合、利用者及びその家族、担当する介護支援専門員と事前に調整させていただくこととします。

相談、要望、苦情の窓口

訪問リハビリテーションに関する相談、要望、苦情等は訪問リハビリテーション担当者または伏見桃山総合病院の医事課までお申し出ください。

受付時間は毎週月曜日～土曜日の9時～17時です。

当事業者以外に保険者である市町村の相談、苦情、苦情窓口や京都府国民健康保健団体連合会の苦情処理窓口にて苦情を伝えることができます。

京都市 保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課	213-5871
京都市伏見区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	611-1101
京都市伏見区役所深草支所（保健福祉センター健康長寿推進課）	642-3603
京都市伏見区役所醍醐支所（保健福祉センター健康長寿推進課）	571-6471
京都府国民健康保険団体連合会	354-9090

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意してください。

- 1)訪問リハビリテーション従事者は、年金等の金銭の扱いは致しかねますので、ご承知おきください。
- 2)訪問リハビリテーション従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは法人規則によりお受けすることができません。
- 3)サービス利用予定日の都合が悪くなったときは、必ず事前にご連絡をお願い致します。

当事業者の概要

医療機関名 社会福祉法人 浩照会 伏見桃山総合病院

管理者 吉村 了勇

標榜科目 内科・外科・脳神経外科・整形外科・神経内科・消化器内科
循環器内科・呼吸器内科・肛門科・皮膚科・泌尿器科
婦人科・放射線科・リハビリテーション科